

- 一、原籍・住所・氏名・年齢・家族
一、他ノ工場ニ於テ雇傭中又ハ扶助中ノ有無
一、本人ノ経歴

一、兵役關係

- 一、健康狀態
一、其他工場法ニ抵觸セザルモノ

第六條 前條ニ依リ雇入決定シタル者ハ身元保證人壹名ヲ定メ連署ノ上本社ニテ定ムル様式ノ誓約書ヲ三日以内ニ提出スルモノトス

第七條 但、戸籍謄本、又ハ戸籍抄本、若クハ身元證明書ヲ徵スルモノトス
ル後本社從業員トシテ雇入ル、モノトス

第八條 新ニ雇入ル、者ニシテ其技倆判明セザル者ハ一ヶ月乃至二ヶ月間試験的ニ就業セシメ然但、試験中ニシテ從業員名簿ニ登録セザル者ハ臨時雇ト同一ノ取扱ヲナスモノトス

第九條 雇入手續ヲ了リタル者ハ從業員名簿ニ登録スルモノトス

第十條 改姓、改名、轉居、其他身分上ニ變更ヲ生ジタル時ハ其旨直ニ届出ヅベシ

第十一條 従業員名簿ハ就業時間外ニ於テ從業員ノ請求アリタルトキ其者ノ分ニ限り閲覧セシムルモノトス

自己ノ從業員名簿ニ誤謬アル事ヲ發見シタル時ハ直ニ其訂正ヲ請求ズベシ

第十二條 従業員自身ノ都合ニヨリ解雇ヲ希望スル時ハ少ナクモ一週間以前ニ理由ヲ明カニシ其旨願出ヅベシ

但、前項ノ場合ニ於テハ解雇ノ許可アル迄ハ平日ノ通リ執務スベキモノトス

第十三條 本社業務ノ都合ニヨリ解雇スル時ハ前以テ之ヲ通告シ且ツ後章規定ノ解雇手當ヲ給スルモノトス

第十四條 左記各項ノ一二該當スル者ハ解雇スル事アルベシ

(但、此ノ場合ハ解雇手當ヲ受クル資格ナキモノトス)

第十五條 一、上長ノ命令ニ違背シタル者
一、不正ノ行爲アリタル者

一、本社各規定ニ違背シ若クハ法律上ノ制裁ヲ受ケタル者

一、本社ノ許諾ヲ得ズシテ同種若クハ他ノ業務ニ從事シタル者